

「令和4年度環境デュー・ディリジェンス普及等業務」に関わる冊子等検討会
第1回
議事要旨

1. 日 時 2022年12月20日(火) 13:00~15:00
2. 会 場 オンライン会議 (Teams)
3. 出席者
 - ・委員 (五十音順、敬称略)
奥野麻衣子、木下由香子、高橋大祐、富田秀実、古谷由紀子、松原 稔、山田美和
 - ・事務局
環境省 大臣官房 環境経済課
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
4. 議事次第
 - ・開会
 - ・委員紹介
 - ・議事
 - (1) 本検討会の背景と目的、検討事項について
 - (2) 日本企業の環境デュー・ディリジェンス取組実態について
 - (3) 冊子素案について
 - (4) その他
 - ・閉会

(配付資料)

- | | |
|-------|--|
| 資料1 | 本検討会の背景と目的、検討事項 |
| 資料2 | 日本企業の環境デュー・ディリジェンスに関する取組実態 (アンケート調査結果の概要) |
| 資料3-1 | 冊子素案 |
| 資料3-2 | 御意見をいただきたい事項 |
| 参考資料1 | 責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス |
| 参考資料2 | JIS Q 14001:2015 環境マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引 (非公表) |
| 参考資料3 | OECD ガイダンスが求める DD プロセスと ISO 14001 要求事項の対比 (非公表) |

5. 議事要旨

- 事務局より、資料に基づき議事（１）～（４）について説明された。主な意見等は以下の通り。

資料 1（本検討会の背景と目的、検討事項）について

- 委員より、本冊子は環境省が公表するものであり、日本政府としての取組や企業に対する期待を伝えることが重要である。企業が腹落ちして取り組むため、これらのメッセージを背景に盛り込むことは重要ではないかとのコメントがあった。
- 委員より、「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」（以下、OECD ガイダンス）との紐づけはなされているが、環境省が公表している「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECD ガイダンスを参考に～」（以下、環境 DD 入門）との関連付けが弱いのではないかとのコメントがあった。

資料 2（日本企業の環境デュー・ディリジェンスに関する取組実態）について

- 委員より、今回の調査結果では、OECD ガイダンスの内容を知っていると回答した企業と環境デュー・ディリジェンス（以下、環境 DD）の内容を知っていると回答した企業の割合が同程度であり、回答した企業は正しく環境 DD を理解しているのではないかと期待する。一方で、環境 DD を実施しているとした企業でも追跡調査や開示を行っていない企業があり、これらの企業については環境 DD を正しく理解できているか懸念があるとのコメントがあった。
- 委員より、環境 DD を実施していない理由として、「具体的な方法がわからない」との回答が多い。冊子に環境 DD 実施企業の事例を紹介することで具体的な取組方法を理解いただけるのではないかとのコメントがあった。
- 委員より、EMS の対象範囲について、日本では工場単位で取得しているケースが多く、その場合はサプライヤー管理が範囲外となる。取りまとめをするにあたり、対象範囲に注意する必要があるのではないかとのコメントがあった。
- 委員より、企業によって DD の意味の捉え方に差異があると考えている。DD ではプロアクティブに潜在的課題を探すが、EMS との違いであるという旨を強調していただきたい。「環境 DD を実施しており、環境 DD において EMS を活用している」グループ A の企業群では、他の企業と比べ、先見性、アップデートの有無、外部機関とのコンタクト等の取組に差が生じていることから、グループ A の企業群は、環境 DD の性質を的確に捉えていると考えられるとのコメントがあった。
- 委員より、投資家の観点では全体最適が基本である。工場のみなど、限定的な範囲で企業側が環境 DD を捉えると、ギャップが生じる。統合的なリスクマネジメント

を構築するという観点では、スコープを広くすることが大事である。冊子では、DDは実施することが目的ではなく、またゼロリスクであることを期待されているのではなく、リスクベースアプローチでプロアクティブな対応をすることが期待されていることを伝えていただきたいとのコメントがあった。

- 委員より、OECD 多国籍企業行動指針や国際行動規範の遵守状況はダイベストメントのスクリーニング基準としても広く活用されているほか、サプライチェーン上の問題への対応に対する投資家・金融機関の感度も高まっている。投資家・金融機関が何を望み、企業としてどのように取り組むことがよいかといった対話に生かせる枠組みとしての冊子となるとよいのではないかとコメントがあった。
- 委員より、グループ A と C の比較の結果から、EMS を活用することで、環境 DD の取組がさらに効果的になる可能性がある結論づけてよいのか疑問がある。現状は EMS 取得における範囲や目的が異なっており、因果関係が分かりにくい。言い回しを検討した方がよいのではないかとコメントがあった。
- 委員より、本来、ISO14001 では、プロアクティブにリスクベース対応をすることが要求されている。適切な理解がされていれば、DD を含む堅牢な環境マネジメントを実施することが可能であるが、EMS だけでは DD には不十分である。過年度調査成果も活用して、EMS を DD に活用している企業の実態、事例を冊子に盛り込むとよいのではないかとコメントがあった。

資料 3 (冊子素案) について

- 委員より、『留意点①「責任ある企業行動」としての実施』について、なぜ負の影響に対処しなくてはならないかを責任と関連付けて記載すべきである。また、EMS やリスクマネジメントを活用して、環境リスクへの対応を企業経営にどう落とし込むかを記載することが必要なのではないかとコメントがあった。
- 委員より、『留意点⑤ステークホルダーとの対話』では、情報を得ることが主として記載されているが、負の影響の把握、軽減や是正も目的である。一方通行のコミュニケーションとならぬよう、注意すべきとのコメントがあった。
- 委員より、「留意点」という表記には、「本質の脇にある」というニュアンスがある。冊子案に記載されている内容は、むしろ本質的に重要な考え方である。また、p.7 の「一気通貫」という言葉遣いは適切ではないのではないかとコメントがあった。
- 委員より、留意点④および⑥は重複部分があり、整理可能なのではないかと。また、留意点④について、自社が原因となることに注意が必要となっているが、元来一番重要な部分である。但し書きとして記載することで、別のメッセージとなってしまうのではないかとコメントがあった。
- 委員より、p.12 のコラムにおいて、特定のグループ・団体の取組内容を政府の公表資料で言及することが政府としてエンドースすることにならないか確認した方が

よいのではないかとのコメントがあった。

- 委員より、p.13 について、OECD ガイダンスでは「対応水準」という言葉は用いられていない。OECD 多国籍企業行動指針によれば、国内法規定がある場合はそれを遵守すればよいが、国内法が整備されていない場合は、国際基準に到達するよう努力しなければならない。これらと取組実態のギャップを埋める作業が DD であるため、「対応水準」という言葉は不適當ではないかとのコメントがあった。
- 委員より、『留意点①「責任ある企業行動」としての実施』について、先の国連総会で「クリーンで健康的で持続可能な環境に対する人権」決議が採択され、環境リスクは人権リスクであると位置づけられた。国連「ビジネスと人権に関する指導原則」や日本政府としての「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」との関係性に言及していただきたいとのコメントがあった。
- 委員より、留意点②の「現時点において環境への負の影響が発生していない、あるいはリスクが無いことをもって良しとするのではなく」について、直接的ではないとしても、すべての企業は環境への負の影響は有しているはずであるため、修正したほうがよいとのコメントがあった。
- 委員より、コラムは、環境 DD 入門発行時点と比較し、より一層 DD の対応が求められていることを伝えるための参考となるが、国際的なルールが日本企業にも関係していると伝えることが重要である。また、大阪万博の調達基準等のソフトローや金融庁のサステナビリティ情報開示に関する規制などの国内動向に触れることも参考になるのではないかとのコメントがあった。
- 委員より、『留意点⑤ステークホルダーとの対話』において、苦情処理システムに関する業界横断的な取組を紹介する前に、OECD が挙げているナショナル・コンタクト・ポイントや、各企業による取組があることに触れるべきではないかとのコメントがあった。
- 委員より、OECD 多国籍企業行動指針本体の改訂に向けた取組についても、その動向を把握しておく必要があるとのコメントがあった。
- 委員より、ステークホルダーとは、影響を受ける (affected) 人たちであるという定義を記載した方がよいのではないかとのコメントがあった。
- 委員より、コラムは有益な情報と考える。特定団体やグループに言及したからといって、全てをエンドースするわけではなく、取捨選択すればよいのではないかとのコメントがあった。
- 委員より、サステナビリティに関する様々な基準やイニシアティブに個別対応するのではなく、統合的に対応する仕組みが作れることを本冊子の目的としていただきたい。EMS と環境 DD に関しては、EMS だけでは不足があるが、いかに変革し、経営システムに組み込むかを目的意識として共有したい。また、その観点では、自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) が提唱する LEAP アプローチの紹

介も加えるべきではないかとのコメントがあった。

- 委員より、留意点⑥の「対応水準」について、人権 DD と環境 DD では視点が異なる。例えば気候変動対応は必ずしも法規制があるわけではないが、対応しなくてよいわけではない。また、法令遵守だけで十分なのか意見が分かれるところでもある。環境問題は人権問題と時間軸が異なる点も特徴的であるとのコメントがあった。
- 委員より、ステークホルダーの定義について、環境 DD の場合、企業の活動によって本当に影響を受けるのか見えづらい場合がある。そのため、「Affected」を強調することが適切か悩ましいとのコメントがあった。
- 委員より、EMS の活用だけで十分であるというメッセージになると、方針の策定、適用範囲の設定、エンゲージメント等が十分に行われな可能性はある。EMS から拡張が必要なこと、もしくは EMS だけでは対応できないことをより強調して記載する必要があるのではないかとのコメントがあった。
- 委員より、環境 DD のスコーピングでは、バリューチェーンを通じた負の影響も含め、ステークホルダーとの対話を通して情報収集を行い、重要なリスク領域を確定していく必要がある。この点は、EMS の適用範囲の決定とギャップがある点は明確にした方がよいとのコメントがあった。
- 委員より、社内の幅広い部署との連携が必要との記載があるが、言うは易く行うは難しであり、多くの企業はその手法を知りたいはずである。参考となる情報源やベストプラクティスを記載するとよいのではないかとのコメントがあった。
- 委員より、EMS においても環境 DD においても、要求事項やガイダンスは十分に練られた内容である一方で、ガイドラインや指針の内容と企業の取組実態の間にはギャップが存在している。単に EMS と環境 DD を比較するだけでは、企業の取組向上につながらない可能性がある。例えば、「認証機関はより厳格な審査を行うべきである」等の記載があってもいいのではないかとのコメントがあった。
- 委員より、OECD ガイダンスに基づく冊子なのでその構成を基礎として記載するのが当然と考えたが、読み手を想定すると、EMS を知っている読者にどう環境 DD のプロセスを入れ込んで拡張するかを示すには、OECD ガイダンスの構成を基礎として記載するのがよいか、EMS の要求事項を基礎として記載する方がよいか、やや悩ましいとのコメントがあった。

- 上記の意見等を踏まえ、冊子への反映について事務局で検討することとした。

6. その他

検討会は非公開で行われた。

以上